

中学校 6 社共通指導案

- 「六千人の命のビザ」教育出版 2 年 p. 78 内容項目「国際理解、国際貢献」
- 「六千人の命のビザ」東京書籍 2 年 p. 94 内容項目「国際理解、国際貢献」
- 「杉原千畝の選択」学研教育みらい 3 年 p. 170 内容項目「国際理解、国際貢献」
- 「命のトランジットビザ」日本文教出版 3 年 p. 62 内容項目「国際理解、国際貢献」
- 「希望のビザ」学校図書 2 年 p. 190 内容項目「国際理解、国際貢献」
- 「苦悩の決断」日本教科書 3 年 p. 84 内容項目「遵法精神、公德心」

1 本教材について

- ▼本教材は杉原千畝の人道的行為の意義を伝える偉人伝である。中学校道徳教科書では、「教育出版」「東京書籍」「学研教育みらい」「日本文教出版」「学校図書」「日本教科書」の 6 社が杉原千畝を取り上げている。杉原の行為は当時の世界的な厳しい政治状況に抵抗しておこなわれたものなので、当然それとの関係で杉原の行動の意義を明らかにしなければならない。ユダヤ人たちはなぜリトアニアをはじめとするヨーロッパ諸国から脱出しなければならなかったのか、杉原がおこなったビザの発給についてはユダヤ人の側にどんな困難な事情があったのか、当時の日本とドイツ・イタリアなどの同盟国との関係という歴史的背景を伝えることによって、杉原の決断の意義がいつそう明確になる。
- ▼杉原千畝に関する教材は、小学校道徳教科書でも 4 社（「日本文教」「光村図書」「光文書院」「教育出版」）が 6 年生で取り上げている。このうち「日本文教」と「教育出版」は中学校でも取り上げているので、これら 2 社の教科書で学んだ子どもたちは中学校で再度学ぶことになる。教材の内容からして、第二次世界大戦について学んだのちに杉原千畝の業績について学んだ方がより深くその意義を理解しやすいであろうから、中学校で学ぶのが適切だと考えるが、小学生でも授業者が歴史的背景を補足すればもちろん理解は可能である。小学校で杉原千畝の教材をどのように扱うかについては、小学校用「もうひとつの指導案」に掲載しているので、そちらを参照していただきたい。
- ▼ところで小学校道徳教科書では杉原千畝の教材について 4 社のうち 3 社に検定意見がつき、杉原千畝のビザ発給を日本の外務省が許可しなかった理由について記述が改悪された（小学校指導案参照）。中学校道徳教科書でも 6 社のうち 3 社（「東京書籍」「学校図書」「日本教科書」）に検定意見がついたが、「東京書籍」「日本教科書」についてはいずれも表記の誤りに関するもので、記述内容に関する検定意見がついたのは「学校図書」だけであった。ドイツとの「防共協定」について触れている記述に検定意見がつき、「学校図書」は記述を変更した。文科省は小学校同様、当時の日本がナチスドイツやイタリアと同盟関係を結んでいたことを明確に記述することをやめさせたのである。
- ▼ところが奇妙なことに「教育出版」「東京書籍」「学研教育みらい」は当時のドイツとの関係や松岡洋右外務大臣の方針、「防共協定」などについて明確に記述しているにもかかわらず、文科省は検定意見をつけなかった。なぜか。それはこの 3 社は杉原千畝の妻であった杉原幸子の手記そのものを掲載したからと考えられる。さすがの文科省も妻の手記を改ざんさせることまではできなかったようである。その結果、実にちぐはぐな検定がなされたのであった。詳しくは[資料1]参照。
- ▼「学校図書」は検定を受けて記述を改悪し、「日本教科書」はそもそもビザを発給できない理由を数の多さに一面化しているのので、歴史的背景とユダヤ人避難民に対する当時の日本政府の方針について補足説明が必要である。他社もそれほど詳しく記述しているわけではない。当時の杉原の置かれた状況の困難さと決断の意義を鮮明にするために、[資料2]を参考にして補足してほしい。

- ▼戦後の杉原について何社かは記述しているが極めて不十分である。したがって戦後、杉原が外務省を解雇されたこと（表向きは依願退職）や、のちに杉原がイスラエル政府から表彰されたことなどを[資料3]を参考にして補足してほしい。
- ▼杉原千畝を取り上げている6社のうち5社は、「内容項目」のうち「国際理解、国際貢献」を学ぶ教材として位置づけているが、「日本教科書」だけは「遵法精神・公德心」を学ぶ教材と位置づけている。しかし、杉原千畝の行為は“規則を守るか否か”にまとめ上げられるものではなく、困難な国際情勢のなかで決断をしたことに意義があるので、やはり「国際理解、国際貢献」を学ぶことに重点を置いて授業を進めてほしい。
- ▼杉原千畝の教材を2年生で扱っているのが3社、3年生で扱っているのが3社と分かれている。2年生で扱う場合は、社会科の第二次世界大戦の学習後にやるのが望ましい。
- ▼最初にも述べたように本教材は杉原千畝の偉人伝である。実在の人物には多様な側面があり、特定の側面のみを取り上げて「偉人」として子どもたちの道徳的なロールモデルにしようとするのは基本的に避けるべきであろう。1940年の杉原の行動が人道上いかにすばらしい行動であったにせよ、である。実際、杉原がユダヤ人たちに大量のビザを発行したのは単に人道上の理由からだけではなかった。ポーランド人をソ連の情報を集めるスパイとして使っていた杉原は、ポーランド人との関係を良くしておく必要もあったからである。杉原は複雑な国際情勢の中で、日本の国益のために働く冷徹な外交官でもあった。しかしだからといって杉原の行動の意義は少しも損なわれるわけではない。杉原の行動は外務省の命令を無視したものであり、自分の進退をかけてでも人道上の観点からユダヤ人の人権を守ろうとした行動であった。今日では広く知られることになった杉原千畝の1940年夏の困難な決断と行動を学ぶ教材として、本教材を活用したい。

2 本教材を扱う際に、特に注意すべきこと

- ▼杉原千畝の教材において子どもたちに最も考えさせたいことは、自分の信念と所属集団あるいは国家の方針・命令とが異なった時、どのように考え行動するのかである。杉原は立派な人物だったと感動するだけに終わらせず、杉原の立場だったら自分はどうするかを考えさせたい。
- ▼しかし、杉原の行動のみを「正解」であるかのように前提にすることは避けるべきである。困難な状況の中では人は簡単には決断できないし、決断の内容も異なる。したがって、「国の命令に逆らうことはむずかしい」とか「自分は杉原のように解雇覚悟でビザを出すことはできない」と考えることもふくめて、互いの葛藤から学び、オープンエンドで終わらせ、真剣に考えたことをもって評価したい。

3 指導過程

	子どもの活動や教師の発問等	留意点
導入	○領事館に押し寄せたユダヤ人たちから通過ビザを求められたが、日本の外務省からは発給条件の厳格な適用（行先の国の許可、所持金）を求められた。なぜ外務省はそうしたのか。教科書の記述から読み取る。	○社会科で習った第二次世界大戦のことを思い出させる。 ○ユダヤ人側に問題があるように読み取れる教科書もあるが、実際にはどうだった

		<p>のか。当時の国際状況を補足説明する。</p> <p>○さらに [資料2] の「ユダヤ避難民の入国に関する訓令」(現代語訳) を示す。</p>
展 開	<p>○杉原は困っているユダヤ人たちを見捨てることはできず、発給条件を緩和してビザを発行した。これをどう思うかを子どもたちに投げかける。</p> <p>○もし自分が杉原の立場だったらどうしたかを考える。 グループで話し合うこともできるが、この教材の場合は、各自がじっくり考え、なぜそう考えたかの論拠もふくめて発表させたい。</p>	<p>○「発行する」「発行しない」「発行したいができそうにない」など、いろいろ出るだろうが、どれが正解かとはせず、杉原はこうしたと確認するに留める。</p>
まとめ	<p>○実際にビザを出した結果、杉原はどうなったか、戦後の杉原の生活、ユダヤ人たちの問い合わせに外務省はどう対応したかを伝える。</p> <p>○人道的な行為は時と場合によっては大変な覚悟が必要な場合もあること、国とか会社組織とか、大人になったら大きなものと対立することがあるかもしれないし、大人でなくとも難しい判断が迫られるときはあるだろうが、そのときにしっかり判断し行動できる力をつけてほしいと伝えてまとめとする。</p>	<p>○杉原千畝や第二次世界大戦については、いろいろな本が出ていますので、図書館などで探し、さらに深く学んでほしいと伝え、興味関心をつなぐ。</p>

補足資料

[資料1] 検定修正で記述がどのように変わったか

▼学校図書には、文科省から「生徒が誤解するおそれのある表現である(当時の日本の外交政策)」という検定意見がついた。そこで学校図書は次のように修正して検定に合格した。

<学校図書2年> p.192

原文「日本はドイツと防共協定を結んでいる国です。そのために、あなた方ユダヤ人にビザを出すのは難しい立場にあります。」(脚注：「防共協定 共産主義勢力に対抗するために、当時の日本とドイツが結んだ協定」)

⇒ 修正文「私は、数人分のビザならば発行することができますが、これほど多数の人たちにお出しするのは難しい立場にあります。」(脚注は削除)

[資料2] なぜ、外務省は杉原に希望者全員へのビザの発行を許可しなかったのか

▼1938年10月7日段階で、当時の近衛文麿外務大臣は「ユダヤ避難民の入国に関する件」について以下のような極秘の命令を出している。

ユダヤ
猶太避難民の入国に関する訓令 昭和13(1938)年10月7日発信 近衛外務大臣

ドイツおよびイタリアにおいては猶太人を排斥しつつあり、かつその他の諸国も彼等の入国を好まざるもの少からざる結果、最近の關係在外公館よりの報告を徴すると、これ等猶太人にしてわが国に避難し来んとする者、漸次増加の傾向これある趣なるについては、この対策に関し過般、当省・内務および陸海軍各省係官、会合協議した結果、わが盟邦の排斥により外国に避難せんとする者を、わが国において許容することは、大局上面白からざるのみならず、現在事変下にあるわが国の実情は外国避難民を收容するの余地なきを以て、この種の避難民(外部に対しては単に「避難民」の名義とすること、実際は猶太人の避難民を意味す)の本邦内地ならびに各植民地への入国は好ましからず(ただし通過はこの限りにあらず)とのことに意見の一致をみたるにつき、右御含みの上、今後これら避難民に対しては、わが国の現行「外国人入国令」第一条に列記せる範囲内の理由の下に、本邦への渡来の阻止かた、然るべく御措置相成りたし。したがいて(1)この種の無国籍避難民に対しては、今後すべて渡航証明書を発給せざること、ただし単にわが国を通過するに止まる者に対しては、行先国の入国手続を完了しており、かつ250円以上の提示金を到着の際に所持する者に限り、通過渡航証明書の発給は差支えなく、また(2)我国と査証相互廃止の取極めある国の国籍を有するこの種の避難民に対しては今後、本邦入国に関し、貴館に何等願出等ありたる際は、査証を与えざるはもちろん、何等の証明書をも発給せず、本邦への渡来を断念せしむる様、説示かた御取り計らいありたく、また(3)右以外の国籍を有するこの種の避難民に対しては、今後すべて査証を与えざる様、然るべき御

取り計らい相成りたし。なお、本内訓は猶太人に対し特別の手段を講じたるものにあらず、現行「外国人入国令」の範囲内において措置するものにして、外部に対し何等これを発表しおらざるに付き、右様御含み相成りたく、この段申進す。

本信送付先 在外各公館長

注1 その他の諸国…当時のヨーロッパには、ドイツ・イタリア以外にも、多くの国に反ユダヤ主義の動きがみられ、のちに杉原が派遣されるリトアニアも、当時ソ連から多数の避難民が逃亡してきており、さらにそこから国外への逃亡を余儀なくされた。

注2 徴する…～から引き出す。

注3 盟邦…同盟国の意。具体的には当時、日本と防共協定を結んでいたドイツ・イタリアのこと。これらの同盟国への配慮として当訓令に記した日本の措置がとられた。〈注6も参照〉

注4 面白からざる…好ましくない。

注5 現在事変…1937年の盧溝橋事件から始まる日中戦争のこと（当時「支那事変」と呼んだ）。

注6 通過はこの限りにあらず…当時の日本がこうした例外措置を決定した意図については、直後の12月7日に外務大臣発の電報（「猶太避難民に関する件」）によると「独・伊両国との親善関係を緊密に保持するは現下における帝国（日本）外交の枢軸たるを以て、盟邦の排斥する猶太人を積極的に帝国に抱擁するは、原則として避くべきも（「べきであるが」の意）、これを^{ドイツ}独国と同様に極端に排斥するが如き態度に出づるは^{ただ}啻に帝国の多年主張し来たれる人種平等の精神に合致せざるのみならず、現に帝国の直面せる非常時局において、戦争の遂行、特に経済建設上外資を導入する必要と対米関係を悪化することを避くべき観点より、不利なる結果を招来するの^{おそれ}虞大なるに鑑み」決定した、とある。

注7 外国人入国令…1918年1月24日内務省令第1号「外国人入国ニ関スル件」のこと。

〈「近衛外務大臣の訓令」の現代語訳〉

「ドイツおよびイタリアがユダヤ人を排斥しつつあり、その他の国も彼らの入国を好まない国が少なくない。最近の在外公館からの報告によると、ユダヤ人でわが国に避難しようとする者がだんだん増加の傾向にある。これへの対策について外務省・内務省および陸海軍各省の係官が、会議を開いて協議した結果、わが同盟国の排斥によって外国に避難する者をわが国に受け入れることは、大局上好ましくないのみならず、現在事変（日中戦争）下にあるわが国では、これらの避難民を收容する余地はないのが実情なので、今後はこの種の避難民（外部に対しては単に『避難民』の名義とすること、実際はユダヤ人避難民を意味する）がわが国の内地（本土）ならびに各植民地に入国することは好ましくない（ただし、通過はこの限りでない）とすることで意見が一致した。このことを了解したうえで、今後これらの避難民に対しては、わが国の現行「外国人入国令」第一条に書かれている範囲内でわが国への入国を阻止するように、しかるべき措置を取ってほしい。

- (1) この種の無国籍避難民に対しては、今後すべて渡航証明書を発給しないこと。ただしわが国を通過するだけの者に対しては、行き先国の入国手続きを完了していて、かつ250円以上の提示金を到着の際に所持する者にかぎり、通過渡航証明書の発給はさしつかえない。
- (2) わが国と査証（ビザ）を相互に廃止することを取り決めた国の国籍を持つこの種の避難民に対しては、今後、わが国への入国についての願い出があった時は、査証を与えないことはもちろん、どんな証明書も発給せず、わが国への入国をあきらめるように説得してほしい。
- (3) それ以外の国籍を持つこの種の避難民に対しては、今後はすべて査証を与えないようにしてほしい。

なお、この内訓（内部向けの訓令）はユダヤ人に対して特別の扱いをするものではなく、現行の「外国人入国令」の範囲内において措置するものである。外部に対してはいつさい発表していないので、このことを了解しておいてほしい。

▼この「大局上好ましくない」というのは、1937年に結ばれた「日独伊防共協定」との関係で、友好国であるドイツ・イタリアのユダヤ人政策に逆らうようなことはよろしくないと、日本政府が考えていたことを指している。1940年の夏に多くのユダヤ人がリトアニアのカウナス日本領事館に押しかけた時に、外務省は発給条件（行き先の許可、行き先までの渡航費用の所持）の厳守を何度も指示し、8月16日には松岡洋右外務大臣名で次のような注意を杉原に与えている。

「最近、カウナスの領事館から日本を經由してアメリカ・カナダに行こうとする『リトアニア』人の中には、必要なお金を持っていなかったり行き先の国の手続きが済んでいなかったりなどの理由で、わが国への上陸が許可できずその処置に困ることがあります。避難民と見なしうる者に関しては、行き先国の手続きを完了し、旅費・滞在費などに相当する携帯金を持っている者でなければビザを与えないよう取りはからってください。」

▼カウナスの日本領事館にユダヤ人たちが押し寄せた1940年の夏は、9月の「日独伊三国同盟」の締結を目前に控えた時期であった。ナチス政権が弾圧しているユダヤ人を救済し、ドイツなどとの関係を悪化させることを避けるために、日本政府は「厳格な適用（行き先の国の許可、所持金）」を要求したと考えられる。

▼実際のところ、ポーランドなど東欧、フランスやソ連などの広範なヨーロッパ地域から脱出してきたユダヤ人たちの多くは、渡航先の明確な許可書も十分な所持金も所持していなかった。しかし、ユダヤ人避難民たちが条件を満たしていなくとも、人道上的判断からビザを出す国はあり、外交官もいた。杉原もまた外務省の指示を無視して、2千枚以上の大量のビザを発行し、6千人以上のユダヤ人が日本を通過できるようにした。これを国際世論は高く評価し、避難民たちにはアメリカのユダヤ人協会などから多くの寄付金が寄せられ、彼らは無事アメリカ大陸などに渡れたのである。

（注）杉原が発行したビザによって救われたユダヤ人の数、および出国地および行き先には諸説あるが、最新の研究によって少しずつ明らかになりつつある。

▼このころ、ソ連は日本にカウナスの領事館の閉鎖と退去を強く求めていた。日本は「日独伊防共協定」を結んでおり、ソ連にとっては敵国であったからである。杉原は退去を求められながらもユダヤ人たち

にビザを発給し続けた。領事館を退去してからもホテルで書き、最終的にはカウナス駅の列車の中でも書いて手渡した。

▼杉原の行動は明らかな命令違反であり、処分覚悟の行動であった。しかし国際世論の支持を得た杉原を日本政府は処分できず（当時まだ日本は連合国とは開戦しておらず、アメリカなどの世論を無視することはできなかった）、またソ連の情報に詳しい杉原の力が必要だったこともあり、敗戦までは杉原に処分が下されることはなかった。

[資料3] 戦後の杉原千畝と外務省の対応

- ① 杉原は戦後、命令に逆らったことを厳しく問われ、外務省を解雇された（表向きは依願退職）。解雇された杉原は生活に苦労したが、得意のロシア語を使って商社に就職することができ、なんとか家族を養うことができた。
- ② 戦後、杉原に救われたユダヤ人たちは杉原に会うために外務省に杉原の消息をたずねた。しかし外務省は「そんな人物はいない」と杉原の存在そのものを否定した。それは問い合わせの名前が「センポ・スギハラ」だったこともある。杉原は「千畝（ちうね）」という名前が外国人には呼びにくいので、「センポ」と呼ばせていた。そのためユダヤ人たちは「センポ」が本名だと思っていたのである。
- ③ 外務省はもちろんそのことを知っていた。リトアニアで大量のビザを発行した「スギハラ」という人物は、杉原千畝しかいないことは百も承知だった。しかし「センポ・スギハラ」はいないとごまかし杉原を解雇したことを隠したため、長い間ユダヤ人たちは杉原を見つけることができなかった。だが、杉原の方からイスラエル大使館にユダヤ人の消息を問い合わせたことがきっかけとなって、再会することができた。
- ④ 1985年、イスラエルは杉原に「諸国民の中の正義の人賞」を授与した。杉原はその翌年に86歳で亡くなった。
- ⑤ 日本の民間では杉原の功績をたたえ、1992年にはテレビドラマも作られたが、政府が正式に杉原の名誉回復をしたのは、杉原が亡くなって14年後の2000年のことだった。このとき、杉原の業績をたたえるプレートが外務省に設置された。2015年には、唐沢寿明主演で映画も作られた。

<参考図書> 『六千人の命のビザ 新版』（杉原幸子著、大正出版）

『杉原千畝 情報に賭けた外交官』（白石仁章著、新潮文庫）